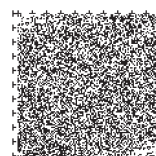


白井市障害者計画 2026-2032（素案）

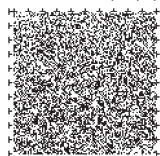
令和7年 11 月

白井市



目次

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画の策定、趣旨	2
2 計画の性格と位置づけ	6
3 計画の期間	7
4 計画策定の体制	7
第2章 障がいのある人の現状	8
1 障がいのある人等の状況	8
(1)手帳所持者の状況	8
(2)難病等疾患患者数の状況	9
(3)障害支援区分認定の状況	10
(4)千葉県との比較(令和6年3月末時点)	10
2 現計画の評価	12
3 アンケート調査・ヒアリング調査の要点	14
(1)アンケート調査の概要	14
(2)ヒアリング調査の概要	14
(3)アンケート・ヒアリング調査結果からのまとめ	16
4 障がい種別、年齢別で特に留意すべき課題	21
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の目標像	25
2 計画の基本方針	26
《基本方針1》地域での自立生活への支援の推進	26
《基本方針2》社会参加の支援・促進	27
《基本方針3》快適で人にやさしいまちづくりの推進	28
3 計画の体系	30
4 重点施策	32
(1)白井市基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実	32
(2)交流や理解、意見交換のための活動の支援	32
(3)障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり	32
5 成果指標	33
第4章 具体的な取り組みの内容(基本計画)	35
1 地域での自立生活への支援の推進	35
(1)相談体制の充実	35
(2)情報提供手段の充実	38
(3)権利擁護の充実	41
(4)交流や理解、意見交換が行える地域づくり	43
(5)福祉サービスの充実と福祉人材の確保	45



(6)保健・医療サービスの充実	47
2 社会参加の支援・促進	50
(1)障がい児の保育・教育の充実	50
(2)就労の支援・促進.....	52
(3)各種活動の支援・促進.....	54
(4)文化・芸術・スポーツの振興	55
3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	57
(1)福祉活動の促進	57
(2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進.....	58
(3)防犯・防災等対策の推進.....	60
5章 計画の推進と進行管理	62
1 推進・進行管理	62
(1)PDCAサイクルに基づく進行管理	62
(2)計画の推進体制.....	62

≪「障害」の「害」の字の表記について≫

本市では、「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通り漢字の「害」を使っています。

このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

また、本市の「障がい者」については、複合語の場合を除いて「障がいのある人」と表現しています。

